

令和7年度軽井沢町庁舎等電話設備更新委託及びスマートフォン端末等貸借に係る仕様書

1. 業務趣旨

軽井沢町（以下「当町」という。）の役場庁舎等に設置している電話交換機（以下「P B X」という。）について、耐用年数が経過していることから更新を行うもの。

更新にあたっては、2024年6月に策定した「軽井沢町D X推進宣言」に基づき、フリーアドレス等の導入を検討していること、また、今後実施される新庁舎移転を見据え、固定電話機の見直しを行う必要があることから、クラウド型P B X及び職員用スマートフォンの導入を行うもの。

2. 業務名

- ・令和7年度 町単 庁舎等電話設備更新委託
- ・令和7年度 町単 スマートフォン端末等貸借

3. 運用開始日

令和7年度中に運用開始することとし、運用開始日は、別に協議する。

ただし、運用開始日の1月前までに全ての機器の導入を完了させ、モバイル端末による内線電話網を構築すること。

4. 業務内容

本業務の内容は、クラウド型P B X及び職員用スマートフォンに必要な機器などの調達とその構築を行うものとする。

5. システムの利用期間

- (1) クラウド型P B Xシステムの利用期間はシステム導入完了から6年間で予定している。

なお、更新対象以外のP B Xについては耐用年数経過までは既存設備を利用し、耐用年数を経過した際は、今回導入するシステムへの移行を含め、個別に協議することとする。

- (2) スマートフォンの貸借期間は、機器導入完了日から3年間とする。

期間満了後、貸借期間の延長、スマートフォンのみプロポーザル又は新規機種による随意契約を予定している。

- (3) 固定電話機やネットワーク機器等は一般的な耐用年数経過後に交換を予定している。

6. システムの仕様

(1) P B X

① クラウド型とする。

なお、クラウド型として以下の要件が提供できること。

- ・クラウド型 P B X は国内で開発した交換機であること。
- ・クラウド型 P B X があるデータセンターは日本国内であること。
- ・クラウド型 P B X の装置は拠点内で冗長化及び拠点が冗長化されていること。
- ・クラウド型 P B X 専用のカスタマーセンターを有していること。
- ・24 時間 365 日故障受付体制があること。

② 本庁舎以外の既存 P B X と連携ができること。なお、既存 P B X 側の変更作業は本提案に含まないこととする。

③ 本庁舎以外の既存 P B X の耐用年数経過後に今回導入するクラウド P B X に順次移行することができること（移行を約束するものではありません。）。

※今回導入予定のクラウド P B X の拠点は軽井沢町役場とし、今後、軽井沢病院（軽井沢町大字長倉 2375-1）等の既存 P B X を導入する際の移行を想定。

④ 職員用スマートフォン同士での内線通話、職員用スマートフォンと固定電話機の内線通話及び職員用スマートフォンや固定電話機から外線の発着信ができること。

⑤ 固定電話機から職員用スマートフォンに通話が転送できること。

⑥ 職員用スマートフォンの通話を、他の職員用スマートフォンに何度でも転送できること。

⑦ 職員用スマートフォンからの発信時、代表電話番号を相手方に表示することができること。

⑧ 職員用スマートフォンの内線番号の設定が容易であること。

⑨ グループ内線を作ることができること。

⑩ ダイヤルインと内線番号の紐づけができること。

⑪ 既存電話番号の引継ぎが可能であること。

⑫ 当該契約において、キャリア回線に係る使用及び設定等を行うこと。

⑬ 着信時には事前に設定した固定電話機及び職員用スマートフォンが一斉に鳴動可能であること。

⑭ クラウド P B X との接続はインターネット V P N 以上の品質であること。

⑮ 職員用スマートフォンの内線は V o I P アプリ方式ではなく、通信キャリアの F M C サービスを利用すること。

(2) 固定電話機

① 複数電話番号の着信が可能であること。

② ボタンごとに着信音の鳴り分けが可能なこと。

③ 画面は漢字表示できること。

(3) 職員用スマートフォン

- ① インターネット通信ができるデータ通信機能を有する同一機種とし、300 台（充電器を含む。）とすること。
- ② 防水機能を有すること。
- ③ カメラを内蔵していること。
- ④ 職員用スマートフォンは、A n d r o i d 14 以上又は i O S 18 以上の O S がインストールされていること。
- ⑤ 職員用スマートフォンからの通話及びデータ通信は、国内において 4 G 又は 5 G での接続ができること。
- ⑥ 月間のデータ通信量が 5 G B 以上のプランであること。
- ⑦ 月間の通話は国内（固定・携帯含む）150 分程度以上のプラン又は国内通話定額が望ましい。
- ⑧ データ通信量及び通話のプランについては、運用開始後に使用状況の調査を行い、適正化に向けた変更ができること。
- ⑨ 職員用スマートフォンは、生体認証又は暗証番号等を利用したロック等のセキュリティ機能を有すること。
- ⑩ 職員用スマートフォンには、ウイルス対策ソフトを導入すること。又は他の方法によりスマートフォンのセキュリティ対策が担保できること。
- ⑪ 当町として不要なアプリは削除すること。また、S t a r l i n k、L o G o チャット等業務で必要となるアプリを協議のうえ導入ができること。
- ⑫ 初期内線電話番号の設定など、キッティング作業を実施すること。
- ⑬ 職員用スマートフォン導入にあたり機器管理のためのMDM (M o b i l e D e v i c e M a n a g e m e n t) サービスを導入し、必要な支援を行うこと。
- ⑭ 日付や時間により指定したスマートフォンに着信を自動転送するよう設定ができること。
- ⑮ W E B フィルタリング機能を実装すること。

(4) その他必要機器等

- ① 災害発生時等クラウド P B X が機能不全となった場合に備えた、固定電話機等の導入ができること。
- ② 配線工事費用を含めた提案を行うこと。
- ③ 前①及び②について、調査等が必要な場合は事前に協議をすること。

7. その他

(1) 導入作業等

- ① 機器などの搬入がある場合は、受注者の負担により開庁日に実施すること。
- ② 搬入場所及び搬入日については別途協議すること。

③ 梱包や運送のための段ボール等は、受注者が撤去すること。

(2) 動作確認及びテスト

動作確認やテストは事前に協議し、確認結果やテスト結果は発注者の承認を得ること。

(3) 運用マニュアル及び手順書

本システムの運用に必要な操作マニュアルについて、管理者向けと利用者向けの２種類作成し、提出すること。

(4) 操作研修

① 前項で作成したマニュアルを元にした操作研修会を、期限内に実施すること。

② 研修会は、管理者向けと利用者向けを分けて実施すること。

③ 利用者向けの研修会は１回１時間程度とし、当町会議室で実施すること。

④ 利用者の都合に配慮し、同一日において最大３回程度開催すること。

(5) その他

① 今後の職員用スマートフォン及び固定内線電話の利活用についても提案をすること。

② 固定インフラ（回線、固定電話機等）、関連機器（クラウドＰＢＸ、携帯電話等）及び運用体制も含めて提案することにより導入時や運用時の負担軽減を図ること。